

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



2 月号

2008 (平成 20) 年
No. 41

岩政選手とサッカー交流会



後期高齢者医療制度

4月から75歳以上の高齢者を対象とした『後期高齢者医療制度』が始まります。

現在、75歳（一定の障害の状態にある方は65歳）以上の方は、国民健康保険または被用者保険（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険など）に加入しながら「老人保健制度」により医療を受けていますが、4月1日からは、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」の被保険者として医療を受けることになります。

被保険者等について

○被保険者について

山口県内にお住まいの方で、次の①または②に該当するすべての方が被保険者となります。（生活保護を受けている世帯に属する方は除かれます。）

① 75歳以上の方（平成20年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日から資格取得）

② 65歳から74歳までの、一定の障害の状態にあることにつき制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

※現在、「老人保健制度」において、一定の障害の状態にあることにつき市町から認定を受けている方は、4月以降もそのまま「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。ただし、こ

の制度に加入されない場合は、市町の老人保健制度の担当窓口で障害認定の申請を撤回する届け出が必要になります。【障害認定撤回に係る比較表参照】

○被保険者証について
被保険者となる方一人ひとりに「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。4月以降に医療を受けられる場合は、必ず病院などの窓口で提示してください。

保険料について

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

※これまで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者であった方も、保険料を納めていただくこととなります。【次ページ保険料の計算方法の（注）参照】

○保険料の種類について
納めていただく保険料額は、

その方の所得に応じてご負担いただく

「所得割額」①

と

被保険者の方に等しくご負担いただく

「被保険者均等割額」②

の合計額

となります。（ただし限度額50万円）

障害認定撤回に係る比較表

（注）

重度心身障害者医療費助成制度については現行老人保健制度の場合と同様、後期高齢者医療の受給資格を有していることが要件となると仮定して比較。

詳細については福祉医療担当課（福祉課）へお問い合わせください。

	障害認定	カク福適用	負担割合（一般）	入院限度額（課税・一般）	保険料（国保）	保険料（被用者保険被保険者）	保険料（被用者保険被扶養者）
65～69歳	認定	無	1割	44,400円	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料 ※1	後期高齢者医療保険料（ただし部分凍結※2）
		有	無料	無料			
	撤回した場合	無	3割	80,100円 + α	国保保険料	社会保険料	負担なし
70～74歳	認定	無	1割	44,400円	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料 ※1	後期高齢者医療保険料（ただし部分凍結※2）
		有	無料	無料			
	撤回した場合	無	1割※3	44,400円	国保保険料	社会保険料	負担なし

※1

社会保険被保険者本人が後期高齢者医療被保険者となった場合、扶養者も他保険（国保等）に移行し、保険料負担が生じる場合がある

※2

社会保険の被扶養者から後期高齢者医療被保険者となる者の保険料は、平成20年9月まで凍結され、平成20年10月～平成21年3月は9割軽減される

※3

平成21年3月まで1割、その後は2割

所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額[※] × 0.0871 (所得割率)・・・①

※基礎控除後の総所得金額とは

年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から、基礎控除額(33万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額

保険料の計算方法

被保険者均等割額

47,272円・・・・・・②

ただし、下記の対象者となる所得の低い世帯の方については、

【対象者】 世帯の被保険者およびその属する世帯の世帯主の総所得金額 [※] の合計が、 ※総所得金額とは 年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から、高齢者特別控除額(15万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額	33万円(基礎控除額) 以下の場合、	⇒	7割軽減により 14,181円
	33万円+24万5千円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く。) 以下の場合、	⇒	5割軽減により 23,636円
	33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数 以下の場合、	⇒	2割軽減により 37,817円

(注)

制度の被保険者になる前日に被用者保険(国民健康保険組合は除く。)の被扶養者であった方については、激変緩和のため、被保険者となってからの2年間は所得割額は課されず、被保険者均等割額を5割軽減します。

さらに、平成20年度に限り特別措置として、被保険者均等割額の負担について4月から9月までは凍結し、10月から平成21年3月までは9割軽減することとなっています。

○保険料の納付方法について

被保険者の保険料額が決定されると、被保険者一人ひとりに通知書が付されます。

なお、保険料の納付方法等については、原則として次のとおりです。

○特別徴収

(年金から自動的に支払い)

年金額が年額18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1以下の方

※平成20年度特例

国民健康保険、国保組合に加入して4月1日までに75歳になっている方については、4月支給分の年金から徴収開始

被用者保険被扶養者については10月支給分の年金から徴収開始
被用者保険被保険者については7月、8月、9月に普通徴収、10月以降は10月支給分の年金から徴収開始

○普通徴収

(納付書や口座振替等により、町に対し個別に支払い)

前記(特別徴収)に該当しない方や災害その他特別の事情により、特別徴収の方法で保険料を徴収することが著しく困難な方

医療の給付について

○給付の種類について

被保険者が受ける療養の給付や各種費用の支給については、新たに設けられる「高額介護合算療養費」を除き、現行の「老人保健制度」および「国民健康保険制度」で支給されているものと基本的には同じです。

○患者負担について

被保険者が医療機関で受診した際、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)を医療機関の窓口で支払っていただきます。

なお、窓口負担には月ごとの上限額が設けられていますが、この上限額については「老人保健制度」と同じです。
※3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかについては、同一世帯の被保険者のみの所得と収入により判定します。この判定により、新たに3割負担と判定される方には激変緩和措置があります。

○葬祭費の支給について

被保険者が死亡したときは、その方の葬祭を行った方の申請により、5万円が支給されます。

■問い合わせ

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
☎083(921)7110

ホームページ

<http://www.koukkourai.townnet.pref.yamaguchi.jp/>

在日米軍の再編と再編交付金についてお知らせします

本町では、岩国基地の再編に伴う騒音被害等の負担を軽減するため、今年度から再編交付金を活用した事業に取り組んでおり、1月号から岩国飛行場の再編とこれに伴う再編交付金について、お知らせしています。今月号は再編交付金の対象となる事業についてお知らせします。

住民に対する 広報に関する事業

○米軍再編広報事業

広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催およびこれに類する事業

○行政活動広報事業

各種行政情報のオンライン提供およびこれに類する事業

国民の保護のための 措置に関する事業

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第47条第2項の規定による有関連情報に係るJ・ALERTの整備、同法第99条の規定による緊急通報システムの整備、国民保護計画の策定に関する調査研究（避難誘導のシ

ミュレーション等）、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医薬品の調達・備蓄倉庫等の整備およびこれに類する事業

防災に関する事業

○地域防災事業

有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練およびこれに類する事業

住民の生活の 安全の向上に関する事業

○生活安全事業

緊急通報システム、防犯カメラ

の設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発およびこれに類する事業

情報通信の 高度化に関する事業

○行政の情報化推進事業

住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等のインターネットの利用または専用端末の設置によるオンライン化、行政機関内部の情報通信ネットワークの整備およびこれに類する事業

○高度情報通信ネットワーク形成事業

光ファイバー網の整備、高度情報通信ネットワーク形成に関する調査研究およびこれに類する事業



教育・スポーツおよび 文化の振興に関する事業

- 教育・スポーツおよび文化関連施設整備事業
学校および各種学校、屋外運動場、公民館、図書館、地方歴史資料館等の整備およびこれに類する事業
- 伝統、芸術その他文化の保護、継承事業
祭り、伝統行事や文化財の保護およびこれに類する事業
- 地域資源利用魅力向上事業
観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施およびこれに類する事業
- 観光資源開発事業
観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握およびこれに類する事業
- 地域おこし事業
まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業およびこれに類する事業
- イベント支援事業
音楽会、ミュージカル、スポーツ大会およびこれに類する事業
- 住民参加活動支援事業
NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ポ

ランテニア活動支援およびこれに類する事業

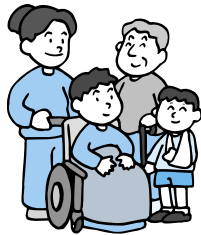
○人材育成事業

各種研修の情報提供、各種研究会開催、専門学校・大学等への進学や留学、研修機関における研究の受講のための奨学金制度の設置、姉妹都市との交流会開催およびこれに類する事業

福祉の増進および 医療の確保に関する事業

○福祉サービス提供事業

老人福祉施設、保育園、託児所等の整備、インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供およびこれに類する事業



○老人福祉事業

ホームヘルパー派遣、老人参加イベント開催、バリアフリー推進およびこれに類する事業

○障害者福祉事業

デイサービス、バリアフリー推進およびこれに類する事業

○育児支援事業

育児カウンセリング、育児の援助に係る助成およびこれに類する事業

○保育事業

児童館における活動およびこれに類する事業

○医療体制向上事業

病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車の整備およびこれに類する事業

環境衛生の 向上に関する事業

○環境衛生事業

上水道、火葬場等の整備、防疫、除染およびこれに類する事業

交通の発達および 改善に関する事業

○交通関係事業

市町村道、除雪車、橋梁、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、交通案内表示・システム等の整備、交通安全講習会開催およびこれに類する事業

○地域内移動網運営事業

地域内巡回バス等の運行、駐輪対策およびこれに類する事業

公園および 緑地の整備に関する事業

○公園・緑地整備事業

都市公園、緑地帯の整備およびこれに類する事業

環境の保全に関する事業

○環境保全事業

一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、下水道、排水路、公衆便所、道路清掃車、リサイクル施設、農地保全施設（防風施設等）等の整備、ゴミ減量化対策（地域住民が購入する生ゴミ処理機への補助等）、希少動植物保護、リサイクル推進・環境保全PRおよびこれに類する事業

○地域森林整備事業

植林・間伐等の森林整備、森林の取得およびこれに類する事業

○公害防止事業

土壌汚染状況調査、地域環境影響評価およびこれに類する事業

良好な景観の 形成に関する事業

○景観整備事業

都市環境設計およびこれに類する事業

企業の育成および発展 並びにその経営の 向上を図る事業

○産業関連施設整備事業

農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所または共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等工場産業の保護・育成のための施設等の整備およびこれに類する事業

○地場産業振興支援事業

特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援およびこれに類する事業

○地域内就業支援事業

Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催およびこれに類する事業（ワンストップサービス・縦割りでバラバラに提供している行政サービスを1箇所ですべてできるようにするシステム）

○地域の産業の近代化および活性化事業

農業・畜産業・林業・水産業・鉱工業および商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、

広報および研修事業

○地域の産業関連技術の振興事業

地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報および研修事業

○公共施設利用促進支援事業

港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定およびこれに類する事業

生活環境の整備に関する事業 で防衛大臣が定めて告示 するもの

住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与すると認められる事業

※留意事項

1. 対象となる事業は1年間で完成する事業であること。
2. 国の補助事業は対象とならないものであること。
3. 事業は、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するものであること。

■問い合わせ／総務課

☎ 74-1000

周防大島町高潮・洪水ハザードマップを作成しました
(安下庄く伊崎の海岸線および宮川流域)

高潮や洪水時の避難行動に役立ててもらおうと、このほど安下庄から伊崎にかけての海岸線と宮川流域の浸水想定区域図(ハザードマップ)を作成しました。これは全国各地で高潮や洪水被害により多数の犠牲者を出していることから町内の区域では初めて取り組んだもので、浸水想定区域のほか避難所や気象情報の説明、避難の心得などを掲載し該当地区へ配布しました。

今後は、過去に災害が多く発生した海岸線や県の指定した中小河川について順次調査が進められ随時公表していく予定です。(町ホームページでも閲覧できます)。
■問い合わせ／総務課 ☎ 74-1000



電子申請(予約)・届出サービスの
手続きが拡大されます!

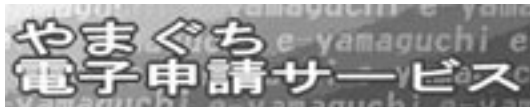
やまぐち電子申請サービスを利用すると、インターネットを使って、自宅や職場から24時間いつでも手続きをすることができます。現在は、住民票の写しの交付請求(予約)や各種税証明書(予約)などが利用できます。

◆新しい手続きの利用開始日/平成20年3月3日(月)

◆利用方法/周防大島町のホームページ

http://www.town.suo-oshima.lg.jp

の「やまぐち電子申請サービス」のリンクから



◆受付開始手続き

No.	手続き名	担当課
1	職員採用試験受験申込	総務課 人事行政班
2	後援・共催申請	
3	開栓申請	上下水道課 管理班
4	閉栓申請	
5	後援・共催申請 (教育委員会)	教育委員会 総務課総務班

◆問い合わせ

総務課 ☎ 74-1000

上下水道課 ☎ 79-1011

教育委員会総務課 ☎ 78-0700

福祉

福祉タクシー券
障害者の交付枚数が24枚に!

■問い合わせ
福祉課
☎ 77-5505

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます。

平成20年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降、利用できなくなりま

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者および交付枚数

- ・身体障害者手帳1〜4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1〜3級をお持ちの方・・・年間24枚
- ・80歳以上の方・・・年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限/平成20年4月1日〜平成21年3月31日

はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者/65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚(1か月4枚)

■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限/平成20年4月1日〜平成21年3月31日

■申請手続き

○場所/各支所総合窓口・各出張所・福祉課(たちなげアプラザ内)

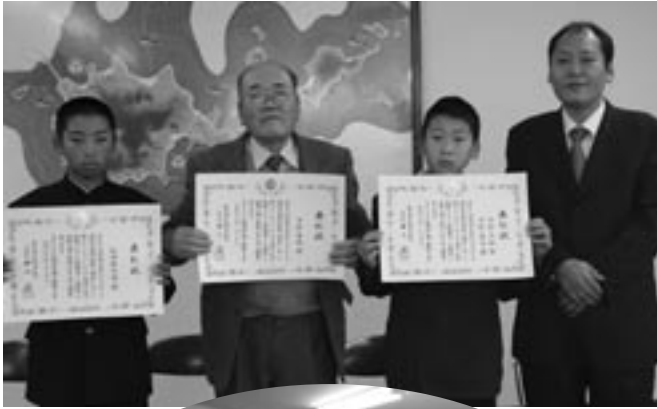
○持参するもの/印鑑

※4月からご利用になりたい方は3月14日(金)までに申請してください。

人命救助で消防長から表彰

家房の海岸で転落して2時間近く身動きが取れなくなっていた人を発見し、救助した6名が1月30日に柳井地区広域消防組合消防長から人命救助で表彰されました。

12月30日、近くで遊んでいた中原直也くん(廿日市市)と住田昭太朗くん(柳井市)が助けを求めると声に気が付き、父の中原正敏さん(廿日市市)に知らせました。祖父の中原金雄さん、近所に住む浜本孝則さん、満恵さん(家房)が駆けつけ協力して救出。119番通報で救急車を要請し無事病院に搬送されました。直也くんと昭太朗くんはいとこ同士で、それぞれの家族とともに祖父の金雄さん宅に帰省していたときのことでした。家族と近所の人で連携しての救出に「命が助かってよかったです」と話していました。



(右から) 表彰式に出席した
中原正敏さん、直也くん、金雄さん、住田昭太朗くん



戦没者等のご遺族の皆様へ／請求期限がせまっています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

この手続きの請求期限が、平成20年3月31日で終了します。期限を過ぎると受給権を失うこととなり、手続きすることができなくなります。

まだ請求手続きをされていない方は、手続きをされますようお願いいたします。

手続きは、福祉課および各総合支所、出張所で行っています。

■対象者(請求順位)／

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- (戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれま
- す)
4. 前記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 前記1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます)

■問い合わせ／

- 福祉課 ☎77・5505
(たちはなケアプラザ)
大島総合支所
☎74・1001
久賀総合支所
☎79・1000
橘総合支所
☎77・5500
東和総合支所
☎78・1110

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うこととなります。

なお、第2号保険者が20歳

になったときは、加入の手続きは必要ありません。

■問い合わせ／医療保険課

☎77・5502

指名競争入札に参加する資格審査は随時受け付けています

■提出先／契約監理課

(周防大島町役場大島庁舎)

■受付期間／随時

■申請書様式／

- ・中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式または山口県様式に準じる(建設工事等)
- ・周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書(物品調達等・様式第2号)
- ・周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託・様式第1号)

■有効期間／

審査日(平成21年3月31日)

■提出方法／持参のみ受付

※提出に必要な書類等詳しくは周防大島町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

■問い合わせ／契約監理課

☎74・1009

麻しん風しん予防接種(第2期)は お済みですか?

平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンの2回接種が開始となりました。対象者へは4月にお知らせをしています。もう一度母子健康手帳で接種状況を確認してください。2、3月は風邪等の流行する時期です。まだ接種が済んでいない方は体調の良い時に早めに予防接種を受けましょう。

■対象者

平成13年4月2日〜平成14年4月1日生まれ(保育園等の年長児)

※すでに麻疹または風疹にかかったお子さんは、麻しん風しん混合ワクチンの対象とはなりません。麻しんまたは風しんの単抗原ワクチンの対象となります。

■接種期間

平成20年3月31日(月)まで

※平成20年4月1日以降は、任意接種(自己負担)となりますのでご注意ください。

予診票の紛失またはご不明な点がありましたら、健康増進課までお問い合わせください。

■問い合わせ

健康増進課 ☎77・5504

表彰

■第57回社会を明るくする運動 作文コンテスト

- 山口県実施委員長賞(小学校の部)
- 三浦小学校4年 中本愛乃さん
- 山口県更生保護女性連盟会長賞(中学校の部)

情島中学校3年 成田智美さん

モグモグ・ゴックン教室のご案内

もうすぐお母さんになる妊婦さんや子育て真っ最中のお母さんを対象に離乳食教室を開催します。

栄養士さんのお話や調理実習を通して「赤ちゃんの食事」について楽しく学んでみませんか。お友達を誘ってぜひご参加ください。

■日時

3月11日(火)
午後1時30分〜3時30分(受付午後1時〜)

■対象者

妊婦
1歳未満の乳児を持つ保護者

■内容

モグモグ・ゴックン教室
離乳食初期〜中期・後期

※調理実習あり

■講師

健康増進課管理栄養士

■申込締切

3月4日(火)

■会場

たちばなケアプラザ

■参加料

無料

■持参物

母子健康手帳・筆記用具

※調理実習を行いますので、エプロン・三角巾(バンドナでも可)・お子さん用のスプーン(持っていれば)をご持参ください。

※当日は託児を行いますので、お子さん連れの方も安心して参加できます。託児が必要な方は、申込み時にお知らせください。オムツ・お茶等は各自でご持参ください。

■申し込み・問い合わせ

健康増進課 ☎77・5504



めざせ!

かしい消費者

インターネットオークションでバイクの購入契約をしたが解約したい

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

インターネットオークションでバイクを落札し、購入した。落札したバイクが届いたが、エンジンが掛からなかったため解約を申し出たが断られた。

【処理】

契約時にエンジンの不具合についての説明がなかったことから、契約解除を内容証明で主張するように助言した。

【ワンポイント講座】

インターネットオークションを利用するにあたって、まず信用できる相手先を選ぶとともに、写真では分からない部分や疑問点は、あらかじめ出品者に質問してから取引を受け、一定の事項について表示義務がありますが、出品者が事業者と認められない場合、オークションでの取引は個人間売買となるため、特定商取引法など消費者保護の法規制はなく、トラブルが生じてもすでに相手がネット上から消えて連絡が取れないというケースも珍しくありません。ネットオークションの危険性に十分配慮して利用しましょう。

産業別最低賃金が 改正されました

県内の産業別最低賃金(時間額)が、平成19年12月15日から改正されました。

- 鉄鋼、非鉄金属製造業 777円
- 電気機械器具製造業 713円
- 輸送用機械器具製造業 756円
- 百貨店、総合スーパー 701円

◆問い合わせ/
山口労働局賃金室
☎083(995)0372

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



サッカー教室（1月5日）



町長を表敬訪問（1月7日）

町出身のJリーグとサッカー交流

サッカーJリーグ鹿島アントラーズで活躍する岩政大樹選手（横見出身）が1月5日、長浦スポーツ海浜スクエアでサッカー教室を開きました。生まれ育った故郷の子ども達にサッカーの楽しさを知ってほしいと、昨年に続いて開催。約270人の子ども達がサッカーや交流会、サイン会を楽しみました。

岩政選手は1月7日に町長を表敬訪問。元旦に行われた天皇杯全日本サッカー選手権でも優勝し、日本代表候補に選ばれた岩政選手の今後の活躍が期待されます。

文化財の防火意識を高めよう

1月25日、ハワイ移民資料館で文化財防火の訓練が行われました。1月26日の文化財防火デーにあわせて行われたもので、地域の方々が消防車の到着までバケツリレーで初期消火に努め、消防団と消防署による放水を行いました。

消火器を使つての訓練では、火災を周りに知らせながら落ち着いて消火剤を火元にかけるようにして消火に挑戦。文化財への防火意識が高まったとともに、家庭での対応を学ぶことができました。



バケツリレーで初期消火

お赤飯で給食に彩り

1月17日、安下庄小学校の給食に赤飯が並びました。これは旧町名の橘町が縁で交流を続けている、佐賀県武雄市橘小学校の5年生から届けられたもち米で炊いたもの。橘小学校からは毎年夏に6年生が周防大島町を訪れ、カヌーや地引網の体験、小学生同士の交流を行っています。

いつものご飯より粘り気のあるおこわを盛り付けるのに苦労したようですが、子ども達は赤飯の給食をおいしそうに食べていました。



人権教育推進大会を開催



1月25日、大島文化センターで人権教育推進大会が開催されました。明新小学校ユーカーバンドの金管演奏で幕を開け、標語やポスターなど人権教育啓発作品の優秀作が表彰されました。山口県立大学准教授のJ・A・T・D・にゃんたさんが「多文化共生〈新〉時代 みんな地球家族」と題して講演。スリランカ出身のにゃんたさんは、国や民族にとらわれない生き方や考え方の必要性についてユーモアたっぷりに話し、参加した人は熱心に聴き入っていました。

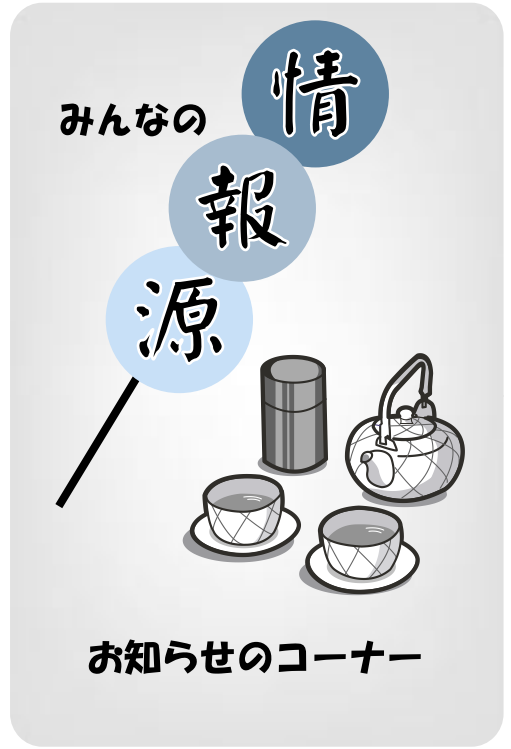


にゃんたさんは、国や民族にとらわれない生き方や考え方の必要性についてユーモアたっぷりに話し、参加した人は熱心に聴き入っていました。

アロハ音楽祭で南国気分



ハワイ移民を多く送り出し、カウアイ島との姉妹島縁組などで交流が深い周防大島をアピールしようと1月27日、第1回アロハ音楽祭が大島文化センターで開催されました。日本ハワイ移民資料館を管理する大島国際交流協会が企画したもので、フラダンスやハワイアンバンド、和楽器のグループなどが出演。真冬の周防大島がハワイアンムードに包まれました。



募集

周防大島町特定公共賃貸住宅および町営住宅の入居者募集

○特定公共賃貸住宅

■募集戸数および場所

周防大島町特定公共賃貸住宅

(東和地区沖家室住宅) 1戸

周防大島町特定公共賃貸住宅

(橘地区おれんじヒルズ) 2戸

■入居資格

・所得が1か月当り20万円以上60万1千円以下の人

・現に住宅に困窮していることが明らかでない人

・同居し、または同居しようとする親族がある人

・自ら居住するための住宅を必要としている人

・地方税完納者

・公営住宅家賃完納者

※ただし、持ち家のある方は、入居申込みはできません。また、離婚協議中の方も入居申込みできません。

○町営住宅

■募集戸数および場所

久賀地区八幡住宅

(高齢者世帯向け)

久賀地区向津原上住宅

久賀地区向津原下住宅

久賀地区山下浜住宅

橘地区おれんじヒルズ

橘地区栄住宅

■入居資格

お知らせのコーナー

・公営住宅法で定める収入基準に該当している方(政令月収で一般世帯は20万円以下、高齢者・障害者等の世帯は26万8千円以下)

・久賀地区八幡住宅(高齢者世帯向け)は、60歳以上の方およびその配偶者のみからなる世帯

・入居しようとする方が日常生活(歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障がない程度に健常であること

・現に住宅に困窮していることが明らかでない人

・自ら居住するための住宅を必要としている人

・地方税完納者

※なお、60歳以上の方は単身でも入居申込みできます。

ただし、町営住宅入居者および持ち家のある方は、入居申込みはできません。また、離婚協議中の方も入居申込みできません。

■申込期間

2月15日(金)～29日(金)

■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選をして決定します。なお、申込締切日に応募のない住宅については、4週間に限り先着順で申込み受付を行います。

■申込期間

2月15日(金)～29日(金)

滞在型市民農園「ガルテンヴィラ大島」入園者募集

友人、知人等で市民農園に興味のある方がいらつしやいましたら、役場農林課までお知らせください。

■募集区画

5区画(4・5・6・7・8号)

※申込者多数の場合は抽選となります。

■利用料

年額3万1000円

38万2080円

■利用期間

平成20年4月1日から1年間

(最長5年間まで更新可能)

■申込期限

2月25日(月)

■問い合わせ

農林課

☎79・1002

周防大島町環境センター 作業員募集

■募集人員

若千名

■応募資格

周防大島町在住の18歳以上65歳未満の方

■作業内容

主に資源物の選別作業

■勤務場所

環境センター(西安下庄大泊り)

■勤務時間

午前9時～午後4時

週3日程度

■問い合わせ

環境施設課

☎79・1012

山口高等学校通信制過程生徒募集

■募集定員

360名

普通科

衛生看護科

科目履修生 特に制限なし

■願書受付期間

3月24日(月)～4月2日(水)

受付時間は午後1時～2時

※3月29日(土)、30日(日)、4月1日(火)は除く

■問い合わせ

山口県立山口高等学校

通信制

☎083(922)8519

電子入札と電子認証の講習会

■日時／2月27日(休)
午後7時～9時30分

■場所／
周防大島町商工会本所
3階会議室
(旧久賀町商工会館)

■内容／
電子入札と電子認証
電子入札模擬体験
個別相談

■講師／谷口 修 先生
(中小企業診断士、第1種情報処理技術者)

■対象者／町内の工商业業者
または従業員等の関係者

■申し込み／
準備の都合上、2月22日(金)までに、商工会本所または各支所へ電話・ファックスで申し込んでください。(事業所名と参加者人数をお知らせください。)

- ・本所 ☎79・0300
- ・ファックス ☎72・0479
- ・大島支所 ☎74・2012
- ・ファックス ☎74・2631
- ・久賀支所 ☎72・0478
- ・ファックス ☎72・2277
- ・橘支所 ☎77・0242
- ・ファックス ☎77・2295
- ・東和支所 ☎78・0002
- ・ファックス ☎78・1943

■参加費／無料

※パソコン等は主催者で準備します。筆記用具のみご持参ください。なお、パソコンには台数に限りがあります。参加人数によっては、共用となりますのでご容赦ください。

■問い合わせ／
周防大島町商工会本所
☎79・0300

町観光協会の事務局長を公募します

周防大島町観光協会は、みかん鍋の開発や諸行事開催を通じ、観光立島を目指して躍進しています。さらなる飛躍のため、現在法人化への組織替えを進めています。ついでに情熱に燃えた事務局長を公募します。

■募集要領／
周防大島を愛する方で、年齢・性別は問いません。原則として周防大島に居住できる方。

■募集期間／
2月10日(日)～3月20日(木)

■申し込み・問い合わせ／
周防大島町久賀4316
周防大島町観光協会
☎0820(72)2134
(ファックス兼)

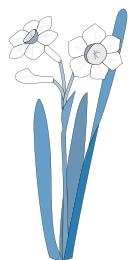
観光協会の愛称およびロゴマーク募集

平成20年度に、周防大島町観光協会は、新たに法人化組織として出発します。つきましては、正式名称「周防大島町観光協会」をしのぐ愛称を募集します。

■募集締め切り／4月30日(水)

■応募方法／
住所・氏名・愛称を1枚に1点ご記入のうえ、郵送またはファックス、Eメールで応募してください。
ロゴマークの応募方法等詳しくはお問い合わせください。

■応募先・問い合わせ／
周防大島町久賀4316
周防大島町観光協会
☎0820(72)2134
(ファックス兼)
Eメール
mail@suo-oshima-kanko.net



安心と信頼のハートピア共済

事業所で加入しませんか？ 中小企業勤労者共済制度
従業員は福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として算入できます。

■加入の申し込み・問い合わせ／
周防大島町勤労福祉共済会(事務局)・周防大島町商工観光課
☎79・1003

型 種	対 象 者	加入年齢	月掛金(1人)	交通事故死亡の給付金額
1 型	県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者で契約発効日の前日まで健康な方(事業所加入される場合は事業主も加入できます)	満15歳以上	450円	240万円
2 型		満65歳未満	900円	480万円
3 型			1,500円	720万円
4 型		満15歳以上 満50歳未満 (満55歳になるまで継続加入できます)	2,000円	1,000万円
高齢者型		満65歳以上 満71歳未満	450円	100万円
ファミリー型	1型～4型に加入している本人、配偶者および子供	0歳以上 満65歳未満 (子供は満25歳未満)	500円	200万円

- この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。
- 月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセツトで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。
- 入院については、さらに充実・・・5日以上入院したとき、1日目から給付金をお支払いします。

相談

特設人権相談所

■日時／3月3日(月)

午前9時30分～正午

■場所／東和総合センター

■担当者／人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。

お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課

☎77・5505

ご存知ですか
検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあったが、検察官がその事件を起訴してくれないのはどうも納得できない。このような不満をお持ちの方は遠慮なくご相談ください。

■問い合わせ／

岩国検察審査会事務局

(岩国裁判所内)

☎0827(41)0183

まちの保健室

あなたの健康をチェックしてみませんか?

■日時／3月15日(土)

午後1時～5時

■場所／

イズミゆめタウン柳井店

2階ベビー服売り場前

■内容／

血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談

定、健康相談

■問い合わせ／

山口県看護協会

柳井支部事務局

☎0820(78)0310

(内線63)

法的な困りごとは法テラスへお電話ください

法的トラブルに応じた最も適切な機関・団体の情報を無料で提供します。

○法テラス(日本司法支援センター)コールセンター

☎0570・078374

※平日午前9時～午後9時

土曜午前9時～午後5時

(日曜祝日除く)

収入の少ない方には契約弁護士・司法書士事務所での無料法律相談が受けられます。

(民事法律扶助制度)

○法テラスでの無料法律相談

日

■日時／毎週月曜日

午後1時30分～4時30分

■予約先／法テラス山口

☎050(3383)5490

(月曜～金曜日、午前9時～午後5時、土日祝日除く)

■問い合わせ／

日本司法支援センター

山口地方事務所

☎050(3383)5490

3月の柳井健康福祉センター定例保健事業

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

■問い合わせ／

柳井健康福祉センター

☎0820(22)3631

相談内容	実施日	時間
B・C型肝炎抗体検査	3月11日(火)	10:00～11:00
骨髄バンク登録検査	3月11日(火)	9:00～10:00
エイズ抗体検査	3月11日(火)	9:00～10:00
思春期・ストレス相談	3月14日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	3月18日(火)	13:00～14:00

春季全国火災予防運動 3月1日(土)～7日(金)

火は見てる あなたが離れる その時を

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○着衣着火を防ぐために、寝具や寝間着等は、防炎製品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。

○お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

わが家の安心チェック

□コンセントをたこ足配線にしない。

□冷蔵庫のコンセント等、普段隠れているところも時々掃除する。

□家の周りは整理整頓する。

□テレビ、こたつ等のコードを束ねたまま使用しない。

□電気コードを家具の下敷きにしない。

※3月1日(土)午前7時にサイレンが鳴ります。火災とお間違えのないようご注意ください。

防火フェスタ2008

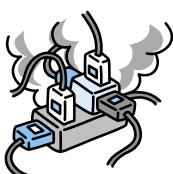
■日時／3月1日(土)午前10時から

■場所／ゆめタウン柳井駐車場

■内容／柳井地区消防音楽隊による演奏ほか展示・体験コーナーなど

■問い合わせ／柳井地区広域消防組合

☎0820(23)7774



お知らせ

東和・久賀・大島グラウンド年間利用申請について

平成20年度において、年間を通して利用を計画されている各団体等は申請書の提出をお願いいたします。なお、提出がない場合は年間の利用ができない場合があります。

○東和グラウンド

(大字西方1575・1)

・問い合わせ 社会教育課

☎78・2205

○久賀グラウンド

(大字久賀5057)

・問い合わせ 久賀教育支所

☎72・2271

○大島グラウンド

(大字西屋代139)

・問い合わせ 大島教育支所

☎74・5300

照明施設有り(午後10時まで)

●利用日/月曜日～日曜日

(ただし町主催・共催各種事業がある場合は除く)

■申込締切/3月7日(金)

※利用が重複した場合は調整・抽選する場合があります。
 ■申し込み/各グラウンドに記載の問い合わせ先にお申し込みください。

周防大島町健康管理センター年間利用申請について

平成20年度、年間を通して利用を希望される団体は申請を行ってください。

■資格

- ① 小中学校、スポーツ少年団およびそれに準ずる団体
- ② 大島郡体育協会加入団体およびそれに準ずる団体
- ③ 広く町民の健康増進を図る目的の団体

※原則として周防大島町民に限ります。

■利用料

- ① は無料、②③については年間2万円(半面使用の場合は半額)

●利用日

月曜日～日曜日

(ただし、12月29日～1月3日および町主催、共催各種大会がある日は除く)

※利用希望曜日等重複した場合は抽選になることがあります。

■申込締切/2月29日(金)

■申し込み・問い合わせ/教育委員会久賀教育支所
 ☎72・2271

となり、また、登記簿(閉鎖登記簿を除く)の閲覧制度が廃止され「登記事項要約書」を発行することになります。

■開設場所/労働政策課労働情報相談センター1内(県庁8階)
 ☎083(933)3232

■法務局からのお知らせ
 山口地方法務局柳井出張所では、3月10日から、当出張所管内のうち大島郡周防大島町の「土地・建物」の登記事務をコンピュータにより処理することを予定しています。

■問い合わせ/山口地方法務局柳井出張所
 ☎0820(22)1198

■相談員/社会保険労務士
 ■相談日・時間/月曜日～金曜日

これにより、不動産登記簿の謄本または抄本に代えて「登記事項証明書」を発行することになります。

■事業主や従業員の皆さん
 労働ほっとラインの御利用を!

■問い合わせ/山口県労働政策課
 ☎083(933)3216

裁判員制度Q & A



Q 裁判員は何日間ぐらい裁判に参加するのですか?
 裁判員裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか?

A 通常、数日間程度、1日あたり5～6時間程度と見込まれています。

実際に裁判員として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続き(公判前整理手続)が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、多くの事件は数日間で終わると見込まれています。

1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、その都度決められていくことになります。ただし、丸1日かかる事件であっても、昼食時間は当然ありますので実際に裁判が行われる時間は、通常は1日に5～6時間程度と考えられます。

催し

久賀駅伝開催のお知らせ

■日時／2月17日(日)

午前9時20分～

■場所／

健康管理センター前～学習のむら間

久賀グラウンド周辺

※沿道の方のご声援をよろしくお願いします。

■問い合わせ／久賀教育支所

☎72・2271

平成19年度 大島柑きつ試験場試験成績検討会

■日時／2月29日(金)

午後1時～午後3時30分

■場所／橘総合センター

■内容／

○話題提供

- ・ミカンバエ防除の新知見
- ・柑きつのウイロイドについて
- ・「せとみ」の栽培法
- ・話題の品種紹介
- ・柑きつの省力貯蔵技術等

○話題の品種試食

■問い合わせ／

大島柑きつ試験場

☎77・1019

文化講演会開催のご案内

■講師／

長野県諏訪郡富士見町

井戸尻考古館 小林公明館長

■演題／

「日本最大級の井戸尻遺跡

群縄文化について」

■日時／3月24日(月)

午後1時～4時

開場 午後1時

※資料代として500円

※高校生以下は無料

■会場／大島文化センター

■問い合わせ／大島教育支所

☎74・5300

■主催／町文化振興会

「周防大島の社寺文化財」学習会

四国などへ出稼ぎし長州大

工と呼ばれた大工たちと、久

賀の宮大工について、最新の

研究成果をご紹介します。ぜ

ひ、ご来場ください。

■日時／3月1日(出)

午後2時～午後4時

※入場無料

■会場／久賀総合センター

(2階講義室)

■内容／

○講義 四国に遺した長州大

工の建築文化

講師 犬伏武彦さん

(松山東雲短期大学教授)

○報告 周防大島の社寺建築

調査報告

・久賀地区を中心として

■問い合わせ／

文化振興会事務局

(教育委員会内)

☎78・2205

■主催／町文化振興会

片添フレンドパーク開催

■日時／3月2日(日)

■場所／

片添ヶ浜温泉 遊湯ランド

■内容／

先着100名様限定で、遊

湯ランド入場券1枚につき

1回、簡単なゲームにチャ

レンジ。見事ゲームをクリ

アすれば景品をプレゼント

します。クリアできなくて

も何かが当たります。

■問い合わせ／

片添ヶ浜温泉 遊湯ランド

☎78・2226

2月7日は北方領土の日



警察 署 だより

メールやサイトを上手に使いましょう

Eメールは、携帯電話やパソコン等で、自分の好きな時に受信することが出来ます。連絡手段として便利ですが、使い方や危険性を認識していないと様々なトラブルに巻き込まれる可能性があります。

○ワンクリック契約

届いたメールに記載されたホームページを閲覧しようとして、会員登録され利用料金を請求された。

○フィッシング

金融機関や企業等になりましたメールが届き、偽りのホームページへ誘導し、クレジットカード番号や暗証番号、個人情報等を盗み取られた。

○インターネットオークション次点詐欺

インターネットオークション利用時に出品者を騙ったメールが届き、代金を振り込まされた。

届いたメールは、内容の真偽をよく確認し、不必要なメールであれば、すぐに削除したり、安易に添付ファイルを開かないといった慎重さが重要です。

サイバー犯罪に関する情報、相談は、

○サイバー犯罪相談窓口

cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp
または、最寄りの警察署にご連絡ください。

■問い合わせ／大島警察署 ☎72・0110

みんなで作ろう 安心大島



海の生物写真展

周防大島各地の海中で撮影した生物の写真30点を巡回して展示します。

撮影者は明新小学校教頭の

藤本正明さん(写真)。藤本さんは一昨年春に明新小に赴任後、周防大島の海の美しさに感動し、海中撮影を始めました。

瀬戸内海では珍しいサンゴ礁やユーモラスなカエルアンコウ、小魚の大群など貴重な

写真が盛りだくさん。「身近な海の美しさや生命の輝きを感じてもらい、環境について考えるきっかけになれば」と藤本さんは話しています。

ぜひ、ご来場ください。

■場所・日時(入場無料) /

・久賀総合センター
3月4日(火)~10日(月)
午前8時30分~午後5時

・橋総合センター

3月11日(火)~17日(月)

午前8時30分~午後5時

・周防大島文化交流センター

(平野)

3月18日(火)~24日(月)

午前9時30分~午後6時

※各会場とも初日は午後1時から展示します。

※大島地区では昨年すでに展示しているため、このたびは巡回しません。

■問い合わせ/社会教育課
78-2205



第3回・田舎塾講演会

◆期日/3月9日(日)

◆講師/近藤一海氏

ながさき南部生産組合 代表

◆時間/

・講演会
午後1時~2時30分

・質疑応答

午後2時30分~3時

◆場所/

八幡生涯学習のむら 八角堂

◆参加料/500円

◆定員/30人(先着順)

◆申し込み・問い合わせ/

NPO法人周防大島自然体感クラブ

(八幡生涯学習のむら内)

☎72-2601

元気ですか？

こうして保健師です

はじめませんか？健康づくり皆さん、自分の標準体重と一日に必要なエネルギー量をご存知でしょうか？現在の体重は標準体重と何キログラムの差がありますか？

$$\text{標準体重 (kg)} = \text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)} \times 22$$

肥満は、1日の摂取エネルギーが消費エネルギーを習慣的に上回るにより起こります。内臓脂肪蓄積の指標となる腹囲1センチメートルの減少は、約1キログラムの体重の減少に相当します。一般に、体重を1キログラム減らすには、食習慣と運動習慣の改善で約7000キロカロリーの消費が必要となります。つまり体重1キログラムを1か月で減らそうとすると、1日約230キロカロリー減らす必要があります。

近年、町内でウォーキングに取り組んでいる方をよく見かけるようになっています。健康づくりへの関心が高まっている良い傾向です。ただ、ウォーキングをしているのに「なかなかやせない」という声もよく耳にします。例えば60キログラムの人が7000キロカロリーを消費するには、速歩(ややきつい)を1時間(180キロカロリー)行くと、39日を要します。「ややき

周防大島町保健師

井上奈美

(東和保健センター)

つい」とは、ちよつと息がはずむが笑顔が保てる、10分程度運動するとすねに軽い筋肉痛を感じるといった強さです。

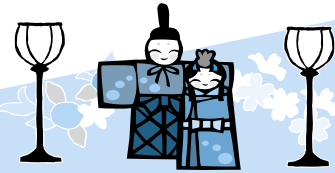
運動をすることは、消費エネルギーが増えて身体機能が活性化することにより、糖や脂質の代謝が活発になり、内臓脂肪の減少が期待できます。その結果、血糖値や脂質異常、血圧の改善により生活習慣病の予防にもつながります。また運動のみだけではなく、食事によるエネルギー摂取量の減少を併用することで、より効果的に体重や内臓脂肪量を減少させることができます。

平成20年度から40~74歳の方を対象に、国保、健保、共済などの各保険者が実施主体となり、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた新たな「特定健康診査(特定健診)・特定保健指導」が始まります。詳しい内容は後日広報等でお知らせする予定です。

これを機に、まずは「自分の食習慣や運動習慣を振り返る」健康づくりの第一歩を踏み出してみませんか？

※「健康づくりのための運動基準2006」を参考。この運動指針では、健康な成人の方を対象としているため、体力には個人差があり、適正な運動の強さが異なります。

健康相談 カレンダー



2月		6日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
21日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉	7日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 こころの健康相談〈10:00～12:00 久賀福祉センター〉 [要申込] [申込先] 健康増進課 ☎ 77-5504
22日(金)	1歳6か月児健康診査 〈13:30～14:00 (受付) たちばなケアプラザ〉	8日(土)	
23日(土)		9日(日)	休日当番医〈正木内科医院☎77-0021〉
24日(日)	休日当番医〈野村医院☎76-0017〉	10日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉
25日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉	11日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 モグモグ・ゴックン教室 (離乳食 初期～中期・後期) 〈13:30～15:30 (受付 13:00～) たちばなケアプラザ〉 対象者: 妊婦および1歳未満の乳児を持つ保護者 [申込先] 健康増進課 ☎ 77-5504
26日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉		12日(水)
27日(水)		13日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
28日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉 育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉	14日(金)	3歳児健康診査〈13:00～14:00 (受付) たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 日良居公民館〉 健康相談〈12:30～14:00 情島公民館〉
29日(金)		15日(土)	
3月		16日(日)	休日当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉
1日(土)		17日(月)	
2日(日)	休日当番医〈久賀病院☎72-0074〉	18日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉
3日(月)			19日(水)
4日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 育児相談〈9:30～11:30 久賀農業者健康管理センター〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉	20日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
5日(水)			

3歳児健康診査のお知らせ



- ◆日時／3月14日(金) 13:00～14:00 (受付時間)
- ◆場所／たちばなケアプラザ
- ◆対象者／
 - ・平成17年1月26日～平成17年3月14日生まれの者
 - ・平成20年3月14日現在、3歳～4歳未満で未受診者
- ◆問い合わせ／健康増進課☎77-5504

このコーナーはPDF版では掲載しておりませんのでご了承ください。

今月の納税

国民健康保険税 第8期分
固定資産税 第4期分
納期限 2月29日(金)
詳細は税務課へ
☎74-1008

人の動き (2月1日現在)

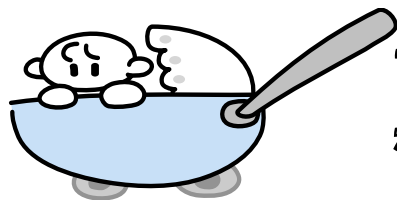
人口	20,893人	(57人減)
男	9,413人	
女	11,480人	
世帯数	10,690戸	(22戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成20年1月15日現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
1	0	1
前年比		
±0	±0	±0

物損事故件数		
件数	前年比	増減
8	前年比	-2

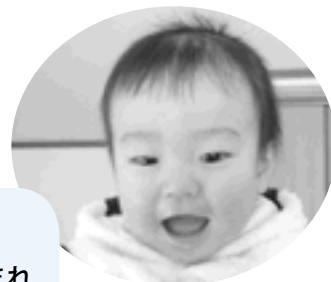
～ゆっくり走ろう 安全大島～



すくすく赤ちゃん集まれ!



たかむら ことし
高村胡都生くん
平成 19 年 2 月 2 日生まれ
(久賀・向津原)



まつばら まこと
松原 信くん
平成 19 年 2 月 8 日生まれ
(東和・小泊天神)



まつおか ももか
松岡萌々香ちゃん
平成 19 年 2 月 10 日生まれ
(久賀・八幡上)



ながひさしょうたろう
長久尚太郎くん
平成 19 年 2 月 13 日生まれ
(大島・小松開作砂堀)



あんの あや
安野 綾ちゃん
平成 19 年 2 月 17 日生まれ
(橘・土居西中)



おかはらのりふみ
岡原徳郁くん
平成 19 年 2 月 22 日生まれ
(大島・西屋代中小田)



きりた れい
桐田 嶺くん
平成 19 年 2 月 18 日生まれ
(大島・小松沖石)



ちよう だりゅうせい
丁 田龍星くん
平成 19 年 2 月 22 日生まれ
(大島・小松開作五反田)



やすむら そう
安村 綜くん
平成 19 年 2 月 27 日生まれ
(橘・西安下庄安下)

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えるお子さんを紹介しています。写真は、掲載を希望する保護者から提供していただいています。

「人の動き」は 19 ページに掲載しています。